			AJ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 $AK_{26} = 0.02890$ $AK_{27} = 0.03031$ $AK_{28} = 0.0256$ $AK_{29} = 0.0258$ $AK_{30} = 0.02584$ $AK_{令元} = 0.02554$ $AK_{令2} = 0.02566$ $AK_{令3} = 0.02586$ $AK_{令4} = 0.02749$ $AK_{令5} = 0.00479$ $AK_{令6} = 0.00721$ $AK_{令7} = 0.01160$
11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7}(G_n \times H_n)}{200{,}000\text{ 円} \times A} + \sum_{n=令2}^{令7}(I_n \times J_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 $C_{17} = 0.00316$

			AJ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 $AK_{26} = 0.02912$ $AK_{27} = 0.026$ $AK_{28} = 0.0257$ $AK_{29} = 0.0258$ $AK_{30} = 0.02588$ $AK_{令元} = 0.02556$ $AK_{令2} = 0.02571$ $AK_{令3} = 0.02591$ $AK_{令4} = 0.00353$ $AK_{令5} = 0.00479$ $AK_{令6} = 0.00721$
11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(G_n \times H_n)}{189{,}000\text{ 円} \times A} + \sum_{n=令2}^{令6}(I_n \times J_n)$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 $C_{17} = 0.016$